

日金協発第23-73号
平成23年7月19日

WESTINTERNATIONAL株式会社
(商業登記簿上の現在の商号 株式会社Zegnaya)
代表取締役 児島幸修 殿

日本貸金業協会
会長 飯島 巖



会員権の消滅について（通知）

貴社は、登録行政庁（兵庫県中播磨県民局長）より下記のとおり登録取消し処分を受けました。

これに伴い、貴社は同日付で定款第9条第2項第2号の規定により協会員たる資格を失いましたので、定款の施行に関する規則第11条第2項第1号の規定によりその旨通知します。

記

名 称	WESTINTERNATIONAL株式会社
協会員番号	日本貸金業協会員第005404号
登録番号	兵庫県中播磨県民局長（1）第51335号
登録年月日	平成20年9月12日
処分年月日	平成23年7月8日
処分の内容	登録の取消し
適用条文	貸金業法第24条の6の4第1項第2号

以 上